第1回 木津川上流河川環境研究会 議事要旨

【開催概要】

開催日時:平成16年3月10日(水) 13:00~15:10

開催場所:橿原ロイヤルホテル 3 F 朝倉

【出席者】

委 員:9名

事務局:木津川上流河川事務所(4名)、河川環境管理財団(4名)

オブザーバー等傍聴者:木津川上流河川事務所(5名) 水資源機構(9名) 三重県(1名)

【議事次第】

1. 開 会

1) 開会の挨拶

2.議事

- 1) 木津川上流河川環境研究会の設立について
- 2) 本研究会の位置づけ
- 3) 木津川上流河川の環境に対する課題
- 4) 今後の進め方
- 5) 次回検討会
- 3. その他

【議事項目ごとの審議結果】

1. 開会の挨拶

木津川上流河川事務所の西川孝雄事務所長から開会の挨拶として、木津川上流河川環境研究会(以下「河川環境研究会」という。)への期待などについて述べられた。

2.議事

事務局から、配付資料の確認が行われ、その後研究会の設立に関する資料の説明が行われた。

- 2.1 河川環境研究会の設立について
 - (1)設立趣意、規約等

事務局から、河川環境研究会の設立趣意および検討内容と範囲、規約案について説明を行ない委員の同意を得た。

(2)座長の選出

規約に従い、委員の互選の結果、村本委員が座長に選任され、池淵委員が副座長に選任された。

2.2 河川環境研究会の位置づけ

事務局から、河川環境研究会の公開方針や他の委員会との関係についてその位置づけの説明を行った。

(1)公開方針について

研究会は、河川管理者が環境に対する指導・助言を頂くことを目的としており、審議過程については非公開とする。しかし、審議結果については情報をわかりやすくしたのちにインターネット等にて公開する。

(1) 他の委員会との関係

本研究会に関連する他の委員会としては淀川水系流域委員会があり、本研究会での審議結果などについては、河川管理者(木津川上流河川事務所)から淀川水系流域委員会に報

告する形となる。

また、従来はダム等フォローアップ委員会が地方整備局で運営されていたが、今後は淀川水系流域委員会が兼務していく予定であり、木津川上流の既設ダム群の環境面については河川環境研究会における審議結果をダム管理者から報告していくこととする。

(2) 委員からの指摘事項など

河川環境研究会に今後の進行に合わせて、既設ダム部会(仮称)を展開していくこととする。

2.3 木津川上流河川の環境に対する課題

(1)事務局からの説明

木津川上流河川事務所で今後の課題と考えている事項(水量・水質、土砂管理、生態系の保全、河道内樹林の取り扱い等)について説明を行った。なお、今回提示した課題は一例であり、今後の審議の進展によって他の課題が生じてくる可能性も考えられる。

(2)委員からの審議・指摘事項など

洪水などの異常事態も河川環境にとって大きな問題と思われ、これに対しての予測と対応 も今後の課題となっていくと思われる。

(3)決定事項

次回河川環境研究会で現地視察を行った上で、課題を抽出する。

2.4 今後の進め方

(1)事務局からの説明など

事務局から、今後の河川環境研究会の進め方として、審議事項を研究会全体で審議していく方法と、部会を設置し審議事項別に部会で取り扱って行く方法があることを提示し、 どのような方法で今後の審議を進めていくかについて議論して頂いた。

- (2)委員からの審議・指摘事項など
 - a. 案として提示した部会別に、先に提示した課題をどう対応するか示す。
 - b. いきなり部会で審議していくことは好ましくないと考える。まず、全体として審議を進めていき、その後、部会に分かれて審議していく。
 - c. 部会の分け方についても、今後の研究会全体で検討していく。
 - d. 先に述べられた、ダム部会については、別扱いの部会として進めていく方が妥当。

(3)決定事項

a. まず、河川環境研究会全体で審議を進め、その後の必要に応じて部会を設置していく。

2.5 第2回河川環境研究会

(1)事務局からの説明など

第2回河川環境研究会は、現地視察と現状と課題の審議を行なうことの内容について説明した。

- (2)委員からの審議・指摘事項など
 - a. 午前中に現地視察を行い、午後に課題点についての審議を行う。
 - b. 視察ルートに河道内樹林を加えるようにする。
- (3)決定事項
 - a. 第2回河川環境研究会は、現地視察と課題点についての審議を行う。
 - b. 第2回研究会の日程は、平成16年4月17日(土)とする。

3. その他

(1) 情報提供に関する質問

地元 NPO 等から審議に関する情報提供を行うことを可能とするかどうかについて質問があったが、座長の承認を得れば良いということとなった。

(2) 欠席委員への説明

欠席された委員については、後日、事務局から資料と議事要旨等を送付することを原則と し、必要があれば説明に伺う。 以 上